# 明日香村空き家等活用バンク動産整理補助金交付要綱

平成 27 年 4 月 1 日制定
令和 2 年 10 月 1 日改正
令和 8 年 4 月 1 日改正

（趣旨）

第１条　この要綱は、「明日香村空き家等活用バンク制度要綱」（以下「バンク制度要綱」という。）第４条に規定する空き家等登録者（以下「空き家等登録者」という。）が、バンク制度要綱第９条に規定する利用登録者と売買又は貸借の交渉等を円滑に進めるため、空き家等にある動産を整理した場合に、その経費の一部を補助するため、明日香村補助金等交付規則（令和 年 月 日明日香村規則第 号）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）空き家等とは、バンク制度要綱第４条に規定する登録物件をいう。

（２）空き家バンクとは、バンク制度要綱第２条第４号に規定するものをいう。

（補助対象者）

第３条　明日香村空き家等活用バンク動産整理補助金（以下「動産整理補助金）という。）の申請者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

（１）空き家等登録者

（２）申請日の属する年度の前年度において、納付すべき村税等を滞納していない者

（補助金の額）

第４条　前条に定める申請者に対する動産整理補助金の額は、整理に要した経費の２分の１に相当する額（税抜・その額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。）で、２０万円を上限とする範囲で村長が決定する。

２　動産整理補助金の交付は、空き家等１件に対し、原則として１回を限度とする。

（交付の申請）

第５条　補助対象者による申請は、明日香村空き家等活用バンク動産整理補助金交付申請書（様式第１号）によるものとし、次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

（１）明日香村空き家等活用バンク動産整理補助金誓約書（様式第２号）

（２）納付すべき全ての税について、未納がないことを確認できる納税証明書（申請日の属する年度の前年度分）

（３）動産整理の見積書

（４）整理前の現場写真

（補助金の交付決定）

第６条　村長は前条の交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、交付の可否及び金額を決定し、明日香村空き家等活用バンク動産整理補助金交付決定（変更）通知書（様式第３号）または明日香村空き家等活用バンク動産整理補助金不交付（中止・廃止）決定通知書（様式第４号）により当該申請者に通知するものとする。

２　村長は、前項の交付決定をする場合において、補助金交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。この場合において、補助対象となる動産の整理及び処分方法については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）その他の関係法令を遵守し、適正に処理しなければならない。

（内容変更の届け出）

第７条　前条の規定による通知書による交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が第５条第１項の規定による申請の内容の変更をするときは、明日香村空き家等活用バンク動産整理補助金変更届出書（様式第５号）を村長に提出しなければならない。

２　交付決定者は、その補助事業について中止又は廃止する場合は、明日香村空き家等活用バンク動産整理補助金中止申請書（様式第６号）を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

３　村長は、前２項の変更等申請内容を審査した結果、すでに決定した助成金の額に変更等が生じたときは、前条の規定を準用し、交付決定者に通知するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第８条　交付決定者は、動産整理補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡しまたは担保に供してはならない。

（交付決定の取消し）

第９条　村長は、交付決定者が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当したときは、当該交付決定を取り消すことが出来る。

（１）虚偽の申請又は不正の行為により、動産整理補助金の交付決定を受けたとき。

（２）空き家等の登録を行った日から３年を経過することなく、その登録を抹消したとき。ただし、空き家バンクを通じて売買または賃貸の契約が成立した場合はこの限りではない。

（３）交付決定の内容またはこの要綱に違反したとき。

（実績報告書の提出）

第１０条　交付決定者は補助金に係る整理が完了したときは、明日香村空き家等活用バンク動産整理補助金実績報告書（様式第７号）に次の各号に掲げる書類を添えて、速やかに村長に報告しなければならない。

（１）整理に要した経費の内訳が確認できる書類（請求書等）の写し

（２）整理に要した経費の支払が確認できる書類（領収書等）の写し

（３）整理後の現場写真

（交付額の確定）

第１１条　村長は、前条の実績報告書の提出があったときは、これを審査し、必要に応じて現地を調査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、動産整理補助金の額を確定し、明日香村空き家等活用バンク動産整理補助金確定通知書（様式第８号）により交付決定者に通知するものとする。

（交付の請求）

第１２条　交付決定者は前条の規定による確定通知書を受けたときは、明日香村空き家等活用バンク動産整理補助金交付請求書（様式第９号）により動産整理補助金の請求をするものとする。

（補助金の交付）

第１３条　村長は、前条の請求書の提出があったときは、速やかに動産整理補助金を交付するものとする。

（その他）

第１４条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が定める。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

様式第１号（第５条関係）

# 明日香村空き家等活用バンク動産整理補助金交付申請書

年　　月　　日

明 日 香 村 長　　殿

申請者（空き家等登録者）　住　　所

氏　　名

電話番号

明日香村空き家等活用バンク動産整理補助金交付要綱第５条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

| | | |
|---|---|---|
| 空き家等 | 登 録 番 号 | |
| | 所　在　地 | 明日香村大字 |
| 業　　者 | 名　　称 | |
| | 住　　所 | |
| 補助対象事業の内容 | | |
| 実　施　期　間 | | |
| 見　積　金　額 | | |
| 補 助 金 対 象 経 費 | | |
| 補助金交付申請額 | | |

※添付書類

（１）明日香村空き家等活用バンク動産整理補助金誓約書（様式第２号）

（２）納付すべき全ての税について、未納がないことを確認できる納税証明書（申請日の属する年度の前年度分）

（３）動産整理の見積書

（４）動産整理実施前の現場写真

様式第２号（第５条関係）

年　　月　　日

明 日 香 村 長　 殿

申請者　　住　所

氏　名

明日香村空き家等活用バンク動産整理補助金誓約書

私は、明日香村空き家等活用バンク動産整理補助金の交付申請にあたり、明日香村空き家等活用バンク動産整理補助金交付要綱第５条の規定により誓約書を提出します。

下記事項のいずれかに該当することとなったときは、返還命令に従い、既に交付された明日香村空き家等活用バンク動産整理補助金を返還します。

１、虚偽の申請または不正の行為により、明日香村空き家等活用バンク動産整理補助金の交付決定を受けたとき。
２、空き家等の登録を行った日から３年を経過することなく、その登録を抹消したとき。ただし、空き家バンクを通じて、売買または賃貸の契約等が成立した場合はこの限りではない。
３、交付決定の内容またはこの要綱に違反したとき。
４　動産の整理及び処分方法については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守し、適正に処理すること。

様式第３号（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

明日香村長　　印

明日香村空き家等活用バンク動産整理補助金交付決定通知書

年　月　日付けで申請のあった動産整理補助金については、審査の結果、下記の通り決定しましたので、明日香村空き家等活用バンク動産整理補助金交付要綱第６条の規定により通知します。

記

１　補助金交付決定額　　金　　円

２　補助金交付の条件

（１）補助の対象作業が完了した場合、完了後速やかに明日香村空き家等活用バンク動産整理補助金実績報告書を関係書類と共に提出してください。

（２）補助金を受ける権利を第三者に譲渡し、または担保に供することはできません。

様式第４号（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

明日香村長　　印

明日香村空き家等活用バンク動産整理補助金不交付（中止・廃止）決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった明日香村空き家等活用バンク動産整理補助金については、審査の結果、下記の通り不交付（中止・廃止）となりましたので、明日香村空き家等活用バンク動産整理補助金交付要綱第６条の規定により通知します。

【理　由】

様式第５号（第７条関係）

# 明日香村空き家等活用バンク動産整理補助金変更届出書

年　　月　　日

明 日 香 村 長　様

届出者　住　所

氏　名

年　　月　　日付け第　　号で交付決定の通知を受けた動産整理補助金について、申請内容に変更が生じたので、明日香村空き家等活用バンク動産整理補助金交付要綱第７条第１項の規定により届け出ます。
※すべて記入し、変更箇所は朱書きしてください。

| | | |
|---|---|---|
| 空き家等 | 登録番号 | |
| | 所在地 | 明日香村大字 |
| 業者 | 名称 | |
| | 住所 | |
| 補助対象事業の内容 | | |
| 実施期間 | | |
| 見積金額 | | 円 |
| 補助金対象経費 | | 円 |
| 補助金交付申請額 | | 円 |

※添付書類　変更に係る資料（見積書等）

様式第６号（第７条関係）

# 明日香村空き家等活用バンク動産整理補助金中止申請書

年　　月　　日

明 日 香 村 長　様

申請者　住　所

氏　名

電話番号

年　　月　　日付け第　　号により交付決定を受けましたが、次の通り中止・廃止したいので、明日香村空き家等活用バンク動産整理費用補助金交付要綱第７条第２項の規定により申請します。

【中止・廃止の理由】

様式第７号（第１０条関係）

# 明日香村空き家等活用バンク動産整理補助金実績報告書

年　　月　　日

明 日 香 村 長　様

住　所

氏　名

年　　月　　日付けで交付決定を受けた明日香村空き家等活用バンク動産整理補助金について、整理が完了したので、明日香村空き家等活用バンク動産整理補助金交付要綱第１０条の規定により、関係書類を添えて報告します。

| | | |
|---|---|---|
| 空き家等の所在地 | | 明日香村大字 |
| 施工業者 | 住　所 | |
| | 名　称 | |
| 整理の内容 | | |
| 整理実施期間 | | |
| 整　理　金　額 | | |
| 補助金対象経費 | | |

※添付書類

（１）整理に要した経費の内訳が確認できる書類の写し（請求書等）

（２）整理に要した経費の支払が確認できる書類の写し（領収書等）

（３）整理後の現場写真

様式第８号（第１１条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

明日香村長　　印

明日香村空き家等活用バンク動産整理補助金確定通知書

年　　月　　日付けで実績報告のあった動産整理補助金について、下記のとおり交付額が確定したので、明日香村空き家等活用バンク動産整理補助金交付要綱第１１条の規定により通知します。

記

補助金交付確定額　　円

様式第９号（第１２条関係）

# 明日香村空き家等活用バンク動産整理補助金交付請求書

年　　月　　日

明 日 香 村 長　様

請求者　住　所

氏　名

明日香村空き家等活用バンク動産整理補助金交付要綱第１２条の規定により、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

１　請求金額　　円

２　振込口座

| | |
|---|---|
| 金融機関名 | 銀行 ・ 農協 ・ 金庫 |
| | 本店 ・ 支店 ・ 本所 ・ 支所 |
| 口座の種類 | 普通（総合） ・ 当座 |
| 口 座 番 号 | |
| 口座名義人 | フリガナ |
| | 氏　　名 |